

ALERT ON TAX INCENTIVES IN SUPPORTING INDUSTRY SECTOR

2015年以前に投資された裾野産業 製品を製造するプロジェクトに対する 優遇税制に関する政令57/2021 / ND-CP号

2021年6月

概要

新たに発行された政令：

2021年6月4日に、政府は2015年1月1日以前に投資が行われた、裾野産業製品の製造に関して認証を取得したプロジェクトに対する法人税の優遇に関する政令218/2013/ND-CP号を改正し、補足する政令57/2021/ND-CP号(政令57)を発行しました。政令57は署名日（2021年6月4日）から有効となります。

本アラートでは 以下の内容を提供させていただきます。

政令57の対象およびインセンティブ期間決定の原則

弊社の見解

弊社からの提案事項

政令57の発行の背景

裾野産業製品を製造するプロジェクトに対する法人税の優遇税制は、2015年1月1日に発行された法律71/2014/QH13号と裾野産業の開発に関する政令111/2015/ND-CP号の下で導入されました。しかし、当該優遇税制の適用にあたり企業間で一貫性と公平性に課題が生じていました。

- 今回の政令57の発効は、政府および省庁、関連機関、経済界の努力の結果と言えます。これは、法律71/2014/QH13号の発効以降、企業が長年にわたって請願してきた当該優遇税制のボトルネックと障害が取り除かれることになりました。政府及び省庁は、経済界及び協会団体、外交機関の勧告を真摯かつ積極的に受け入れ、企業の障害や困難を徹底的に取り除くため、適切な修正案を考え出しました。
- 政令57の請願と開発の過程で、2017年以降、弊社は、裾野産業に属する企業の優遇税制に関連する様々な深い洞察を公共メディア等で提供し、経済界と政府と協力し、省庁や政府機関に助言を行ってきました。



ALERT ON TAX INCENTIVES
IN SUPPORTING INDUSTRY
SECTOR2015年以前に投資された裾野産業
製品を製造するプロジェクトに対する
優遇税制に関する政令57/2021 /
ND-CP号

2021年6月

政令57の対象とインセンティブ期間決定の原則

政令57の対象

政令57の対象は、以下の3つのケースのうち、いずれか1つに当てはまり、2015年以前の裾野産業製品を製造する投資プロジェクト（新規投資および拡張投資）を有する、裾野産業プロジェクトの認証（「SI 認証」※）を付与されている企業が対象となります。

政令57の対象となる3つのケース

ケース 1 – 2015年1月1日以前に裾野産業プロジェクトを投資したが、その他の法人税の優遇税制の対象ではない企業

ケース 2 – 2015年1月1日以前に裾野産業プロジェクトを投資し、その他の法人税の優遇税制を享受し、優遇条件が終了した企業（裾野産業優遇税制以外の優遇税制を適用する場合）

ケース 3 – 2015年1月1日以前に裾野産業プロジェクトを投資し、その他の法人税の優遇税制を現在享受している企業（裾野産業優遇税制以外の優遇税制を適用する場合）

※「SI認証」を付与されるための条件、方法等については、当社にお問い合わせください。

インセンティブ期間決定の原則

上記のいずれかのケースに属する企業は、SI認証発行後の課税期間から残存課税期間に裾野産業製品を製造するプロジェクトから発生する課税所得に対して、最も有利な条件の優遇内容を遡及的に適用できる可能性があります。

- 残存優遇税制期間の決定は、「数値控除」の原則に従います。つまり、裾野産業優遇税制の条件下の免税、減税、優遇税率期間から他の条件下の免税、減税、優遇税率期間を差し引いたものとなります。

$$\text{残存優遇税制期間} = \text{裾野産業優遇税制の下の優遇期間(*)} - \text{その他の優遇税制の下の優遇期間(*)}$$

(*) (免税や減税、優遇税率がある場合)

政令57はまた、前述の3つのケースに残存優遇税制期間の決定に関する具体例を提供しています。

過年度の過払い法人税の取扱い

政令に基づく優遇税制の移行条項を適用し、過年度の税務調査後の期間に対し、法人税の減額と遅延利息の支払い（該当がある場合）による修正申告を行うことで、企業が法人税の過払いの状態となる場合、企業は、税務管理法第60条の規定に基づいて、税務当局に調整を行い、過払い法人税および遅延利息を処理するよう要請する権利を有します。



ALERT ON TAX INCENTIVES IN SUPPORTING INDUSTRY SECTOR

2015年以前に投資された裾野産業
製品を製造するプロジェクトに対する
優遇税制に関する政令57/2021 /
ND-CP号

2021年6月

弊社の見解

企業にとっての政令57とは？

現段階での政令57の発行は、裾野産業分野で事業を行う企業にとって大変有意義といえます。当該政令の適用による節税は、Covid-19パンデミックの影響を受けて困難な状況にあり、通常の事業活動のためにより多くの財源を必要とする企業に資金を提供し、その上、メカニズムと方針を改革し企業にとってより良いビジネス環境を作り出すための政策を通じて、企業からの政府への信頼強化に基づく事業の拡大をもたらすことになるものと考えられます。

政令57を適用するために企業にとって必要なことは？

裾野産業製品を製造する企業で、特に2015年1月1日以前の裾野産業プロジェクトを有している企業は、必要なインセンティブを適用する手順を迅速に実行するために、企業が政令で定められた条件を満たすかどうか評価を支援する専門のタックスアドバイザーを利用する事を検討する必要があります。

裾野産業製品を製造する企業への推奨事項：

- 裾野産業分野の優遇税制の要件及び政令57の規制に対するプロジェクトの適格性を評価し、優遇税制の適用を最適化するために優遇税制申請の戦略を立案する
- 適時に規制に準拠した優遇税制を適用するために、管轄当局である商工省や税務当局との間で必要な手続を実施する
- 優遇税制を十分に享受するために、プロジェクトの運営中に優遇税制の要件の充足を維持する

ALERT ON TAX INCENTIVES IN SUPPORTING INDUSTRY SECTOR

2015年以前に投資された裾野産業
製品を製造するプロジェクトに対する
優遇税制に関する政令57/2021 /
ND-CP号

2021年6月

弊社の提案事項

- 本アラートを通じて、裾野産業分野に属する企業に対する優遇税制を最適化する戦略的計画の立案に必要な情報を提供させていただきました。今後、弊社はこの分野の法人税の優遇税制政策に関する最新かつ最重要な情報を継続的に提供させていただきます。
- 弊社では様々な優遇税制の取得支援経験を有し、その実践的な経験を活かして、裾野産業優遇税制に関して弊社のGlobal Investment and Innovation Incentives (GI3) グループが以下のサービスを通して皆様のビジネスをサポートさせていただきます。
- 裾野産業製品



アドバイザー及びプランニング

- 優遇税制適用の可能性及び機会を評価し、分析します。
- 優遇税制適用の最適化のための戦略的計画の立案をアドバイスします
- 優遇税制の申請のロードマップをアドバイスします



優遇税制の申請

- SI認証を取得するために、商工省への申請書類の準備と手続をサポートします。
- 税務当局と協力して、裾野産業分野での優遇税制申請及び適用に係るルーリングの取得をサポートします。



優遇税制のコンプライアンス

- 付与された優遇税制を維持するために、プロジェクトの運用中のレビューをサポートします。



Contact us



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Takaishi Gen
Director, Japanese Services Group
+84 28 710 14342
gtakaishi@deloitte.com



Junichi Harada
Director, Japanese Services Group
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com



Takada Koki
Manager, Japanese Services Group
+84 28 710 14587
ktakada@deloitte.com



Ito Takahiro
Manager, Japanese Services Group
+84 24 71050 249
takahito@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Making an impact since 1991

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.